

## 社会福祉法人北見保育協会 理事・監事・評議員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人北見保育協会（以下「本会」という。）の定款施行細則第25条に基づき、本会の理事、監事、及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員・評議員等」という。）の報酬に関する事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 報酬は、本会与委任関係にある役員・評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会等への出席報酬)

第3条 本会の役員・評議員等が本会の理事会・評議員会に出席したとき、及び本会の行事等に業務として出席したときは、別表1により報酬を支払う。

### (重複支給の防止)

第4条 この規程に基づく報酬は、同一日における本会業務への重複出席に対しても1回限りの支給とする。

### (報酬の支給)

第5条 報酬は銀行振込とする。

2 毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払うものとする。

### (改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

令和元年6月24日 一部改正し、令和元年6月1日に遡及して適用する。

### 別表1

名称	報酬日額	
	報酬	交通費
理事長	7,000円	500円
理事・監事	6,000円	500円
評議員	6,000円	500円
評議員選任・解任委員	6,000円	500円